

## 第5章 整備基本計画

### 第1節 全体計画及び地区区分計画

#### (1) 全体計画

史跡大塚山古墳群の保存整備に関する計画は前章第2節の整備の基本方針に示された内容を踏まえ、古墳ごとに具体的な整備手法を検討する。しかし、未だ指定地の公有化が完了していない古墳もあり、一律に整備を進めることが出来ない状態である。そのため、まずは大塚山古墳の整備を優先して行うとともに、未買収の古墳の公有化を平行して進め、条件の整ったところより整備を進めて行くものとする。よって、本計画では大塚山古墳の整備の手法等について検討することとする。なお、各古墳の整備のイメージは下記のとおりである。

表2 史跡整備のイメージ

古墳名	内容
大塚山古墳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 墳丘については、現況を維持し、変状している箇所については、旧状に復する。</li> <li>・ 墳丘に自生する樹木については間伐を行い、適度な明るさを持った樹林とする。竹については、浸食を抑えるためできるだけ除伐を行う。</li> <li>・ 周濠部分については、住民や来訪者が自由に利用できる交流広場として活用できるよう整備を行う。</li> <li>・ 史跡指定地外周の里道については、古墳を周遊できる園路として整備する。</li> <li>・ 史跡指定地は、公道に直接面していないため周辺の里道を改修し、指定地内へのアクセスルートを確保する。</li> <li>・ 史跡指定地に近接する町有地を活用し、トイレ等の便益施設を設置する。</li> <li>・ 史跡大塚山古墳群として統一したデザイン、内容等による標識、境界標やサイン類の整備を行う。</li> </ul>
城山古墳	※ 公有化完了後に計画し整備を進める。
丸山古墳	
九僧塚古墳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 追加指定し、公有化完了後に整備を行う。</li> </ul>
高山塚一号古墳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地内に一部私有地が残る。公有化を進め、完了後に計画を行う。</li> <li>・ 排水設備の整備。</li> <li>・ 墳丘の変状箇所の復旧。</li> <li>・ 標識、境界標及びサイン類の整備。</li> </ul>
高山塚二号古墳、三号古墳、四号古墳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水等の排水設備を整備。</li> </ul>

また、整備対象範囲は、基本的に史跡指定地内とする。ただし、『史跡大塚山古墳群保存活用計画』における保存管理の地区区分「D地区」については、史跡指定地に隣接し、周濠や外堤が確認されるなど史跡と密接に関係する土地であることから、その一部については今後調査を進めて追加指定を検討し、

一体的な史跡整備を行う地区とする。

#### 【史跡指定地内】

史跡の指定地内においては、遺跡の確実な保存管理に努め、来訪者が史跡の本質的価値を学び、体感できるように整備を行う。

#### 【史跡指定地と一体的な整備を行う区域】

史跡指定地に隣接し、保存活用計画の保存管理の地区区分「D地区」とされた区域で、周濠や外堤などの遺構の存在が確認されている一部の区域については、史跡の追加指定を進めるとともに、一体的な史跡整備を行う。

具体的には、大塚山古墳の史跡指定地の外周にある里道部分。これまでの調査の結果、一部において外堤が遺存していることが確認されており、周辺の地割りからもその痕跡がうかがえる。そのことより周濠を全周(東側は周濠内、南側の大部分は外堤裾にあたる)しているものと考え、史跡指定地を外周する里道部分については、一体的な整備が必要な区域とする。

なお、本区域については、現段階では公有化や調査の状況から大塚山古墳のみとしているが、将来、発掘調査や公有化の状況が進めば、他の古墳においても本区域の設定を検討するものとする。

#### (2) 地区区分

前項の整備対象範囲の考え方を踏まえ、下記のように大塚山古墳の整備における地区区分を行う。

古墳保存整備ゾーン：史跡指定地内の墳丘部分。基本的には現況を維持するとともに、樹木等の管理を行う。

交流広場ゾーン：史跡指定地内で墳丘を除いたエリア。広場整備を行い、来訪者のための利活用に向けた整備を行う。

公開・活用ゾーン：史跡指定地外。便益施設や周遊路、史跡へのアクセス通路など。なお、このエリアのうち外堤部分については、現在は指定地外であるが、今後調査を進め条件が整い次第、史跡の追加指定を行う。

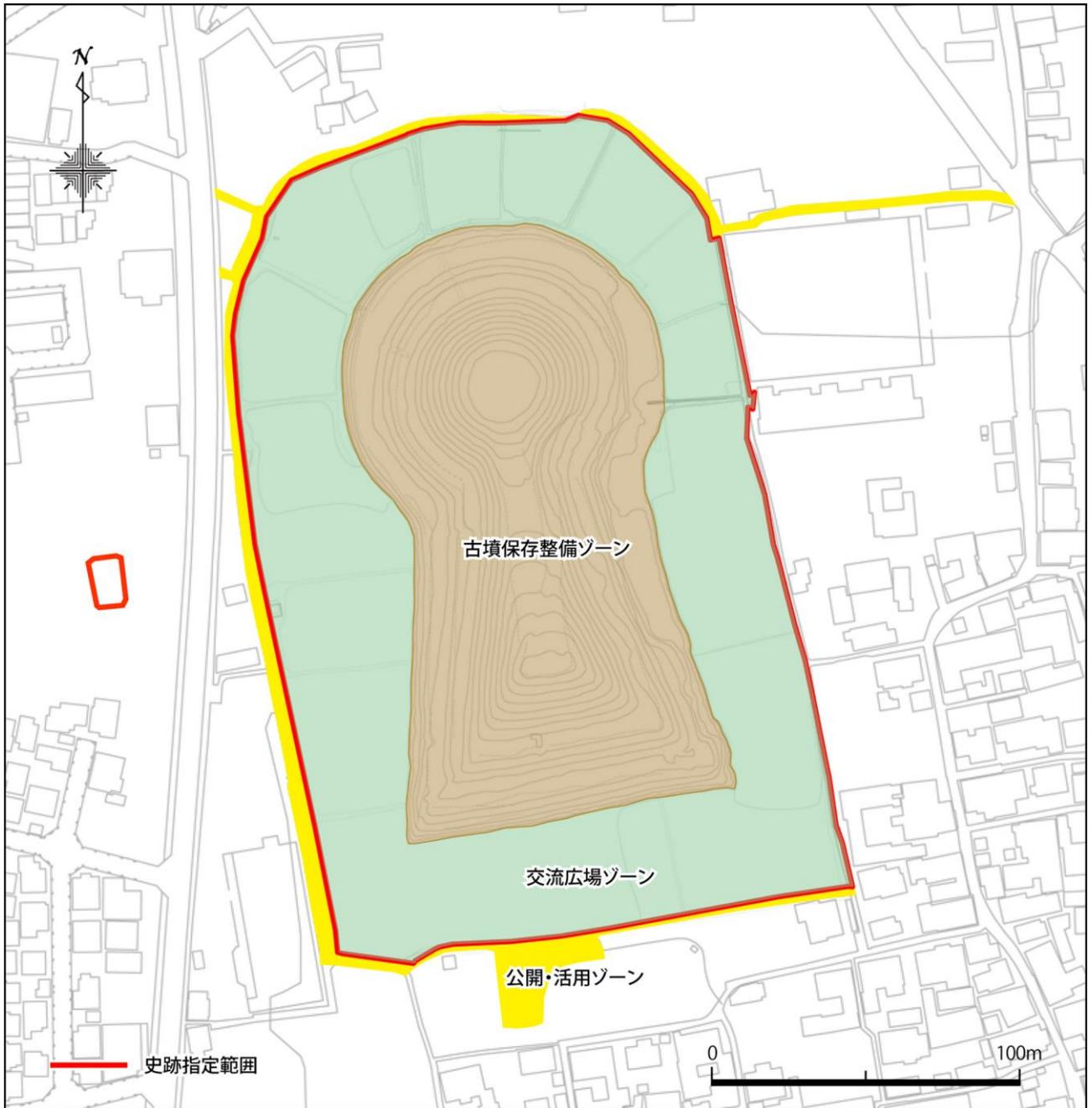


図 37 大塚山古墳地区区分図

## 第2節 遺構保存に関する計画

大塚山古墳において保存される遺構は次のとおりである。表出遺構である墳丘・周濠、地下遺構である埋葬施設・葺石・埴輪列・その他の遺構である。これらの遺構の保存に関する考え方は次のとおりである。

表3 遺構の保存に関する考え方

遺 構	考 え 方
墳 丘	<p>墳丘については、基本的には現況を維持するものとする。ただし、後世の土取りなどで変状している箇所もある。これについては他の墳丘斜面の状況に合わせて客土で埋戻し旧状に復する。また、埴輪列が露出している箇所が見られたことより、保護層が十分な厚さで確保されていない場所があると思われる。墳丘全体の盛土の状況を調査し、保護層が30cmを下回るところは盛土の補充を行い保護層の確保に努める。なお、遺物の盗難等の防犯対策に努めることとし、今後詳細を検討する。</p> <p>墳丘上の自生する樹木については、見学に支障のない程度の密度となるよう間伐を行い、明るい樹林となるようにする。また、倒木の恐れのある樹木についてはあらかじめ伐採する。竹については、浸食を抑制するため可能な範囲で除伐を行うとともに、春季に筍及び親竹を除伐する。</p> <p>墳丘内については、基本的に園路以外の区域への立ち入りは制限するものとし、見学するためのルートは、あらかじめ設定し園路として整備する。また、後円部墳頂から前方部墳頂にかけては、現況にあわせて平坦地として整備する。墳丘裾部及び園路の沿道、墳頂平坦地の周囲には幅1.5m程度で笹類(オカメササまたはコクマササ)を植栽して人の侵入を防止し、墳丘斜面の崩壊と埋蔵される遺物の保護を図る。また、墳丘裾部に葺石を模した自然石の空張護岸ネットを2m程度設置し、裾部を保護する。</p>
周 濠	<p>周濠については、来訪者が自由に利用できる広場として整備する。周濠部分はこれまで田として耕作されてきたため、降雨後は雨水が溜まりやすく、水捌けが悪い状態である。広場としての整備には、現況地盤から盛土による嵩上げを行い、遺構の保護を図るとともに、排水溝・排水暗渠管などの排水設備を埋設し、速やかな排水を行う。</p> <p>また、近接する水田への灌漑用水は大塚山古墳周濠内を通っており、保存に影響ない形で流路の付け替え等の整備を行う。</p>
埋葬施設	<p>埋葬施設については、発掘調査が実施されていないため詳細は不明である。しかし、後円部墳頂部に窪みが見られ、石材が散乱していることより、竪穴式石室の存在が推測されている。明治41(1908)年の陸軍大演習の際に明治天皇の統監場所が置かれたこともあり、墳頂部は削平されるなど改変されている可能性も指摘されている。</p> <p>埋葬施設の存在については、詳細な地形測量(3D計測)を行うとともに地中レーダー探査等の非破壊探査により十分な保護層が確保されているかどうかを確認し、必要に応じて客土による盛土を施すなど最善の措置を講じる。</p> <p>また、前方部墳頂には明治天皇の記念碑が建っているが、基壇の石材が一部崩落し</p>

	ているなど痛みが生じている箇所が見られる。倒壊した場合に遺構に影響を及ぼす恐れもあるため、記念碑の安全性についても確認する。
葺石・埴輪列	<p>葺石については、現況では表出していないので、現状の被覆盛土による保存を基本とする。しかし、一部に墳丘斜面には葺石と思われる石材が転落している箇所があるため、墳丘全体の現況確認を実施し、保護層の薄い箇所には客土による盛土の充填を行う。</p> <p>埴輪列についても葺石と同じように、全体的には表出していない。しかし、過去に筍掘りに伴い埴輪が出土し持ち出されたことがあり、保護層の薄いところがあると考えられる。墳丘の現況確認を実施し対応を検討する。</p>
外 堤	<p>大塚山古墳には外堤が存在することが一部において確認されている。現在、その姿を地表において確認することはできないが、地割りからその痕跡を見ることができ。外堤の範囲についての詳細は不明であるが、現在の史跡指定地の範囲外である。今後整備において、周濠外周を巡る里道部分を周遊路として整備することを予定しており、その事前調査において状況を把握し、遺構に影響を与えないよう工法等の設計を行う。</p>

### 第3節 動線計画

#### (1) 広域ルート

史跡大塚山古墳群へのアクセスについては、電車では近鉄田原本線を利用する場合、池部駅で下車し、大塚山古墳まで徒歩で約30分(約1.5km)である。また、佐味田川駅から町内巡回ワゴン「すな丸号(東ルート)」で「西穴闇児童公園」バス停(約4分)、または「城北北口」バス停(約9分)にて下車するのが便利である。自動車以西名阪自動車道を利用する場合、法隆寺インターチェンジを降り、県道5号線を南に進み、「西穴闇」交差点を右折し西穴闇東集会所の駐車場を利用。そこから大塚山古墳まで徒歩約5分(約0.3km)である。

徒歩での来訪者については、池部駅からのルート(図38 広域動線図 参照)上や各古墳間に案内板や道標など古墳群まで誘導するサイン類を整備し利便性の向上を図る。

自動車での来訪者用の駐車場は、当面は西穴闇東集会所の駐車場を利用してもらい、そこから徒歩で各古墳を巡ることとしている。大塚山古墳に隣接した場所での駐車場整備が喫緊の課題であり、整備に向け関係各方面と調整を進めて行く。

#### (2) 史跡指定地内の園路計画

大塚山古墳の墳丘内の見学用園路(図39 史跡指定地内の動線及び説明板等配置図 参照)については、現在墳頂部へ上がるために使用されているルートである東側くびれ部～前方部墳頂～後円部墳頂をそのまま活用するとともに、墳丘西側のルートを新たに確保する。

また、整備地内の維持管理作業において必要となる管理用車両については、史跡指定地東側の町道または西側県道5号からの進入路から出入りし、外堤上の外周周遊路を使用する。また、緊急車両は管理用車両と同じ経路で出入りし、外堤下の周濠内外周を周回するアスファルト舗装路を使用する。緊急車

両用の通路幅は 3.0m とする。

現在、大塚山古墳に隣接する田畑の耕作者の農作業車は周濠外周の里道を通行し出入りしている。そのため、整備後においても管理用車両と同じくこのルートの使用を許可することとする。

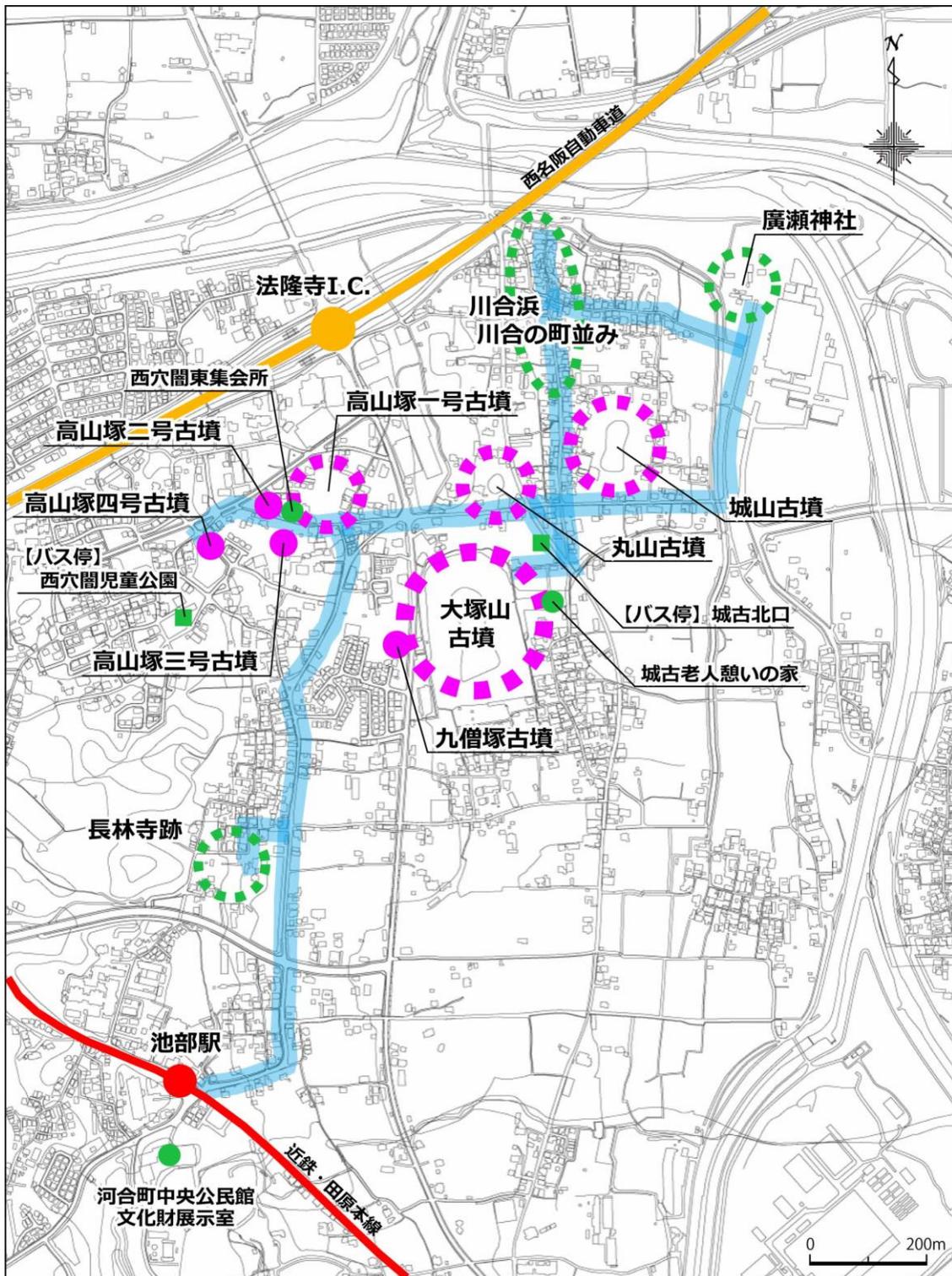


図 38 広域動線図

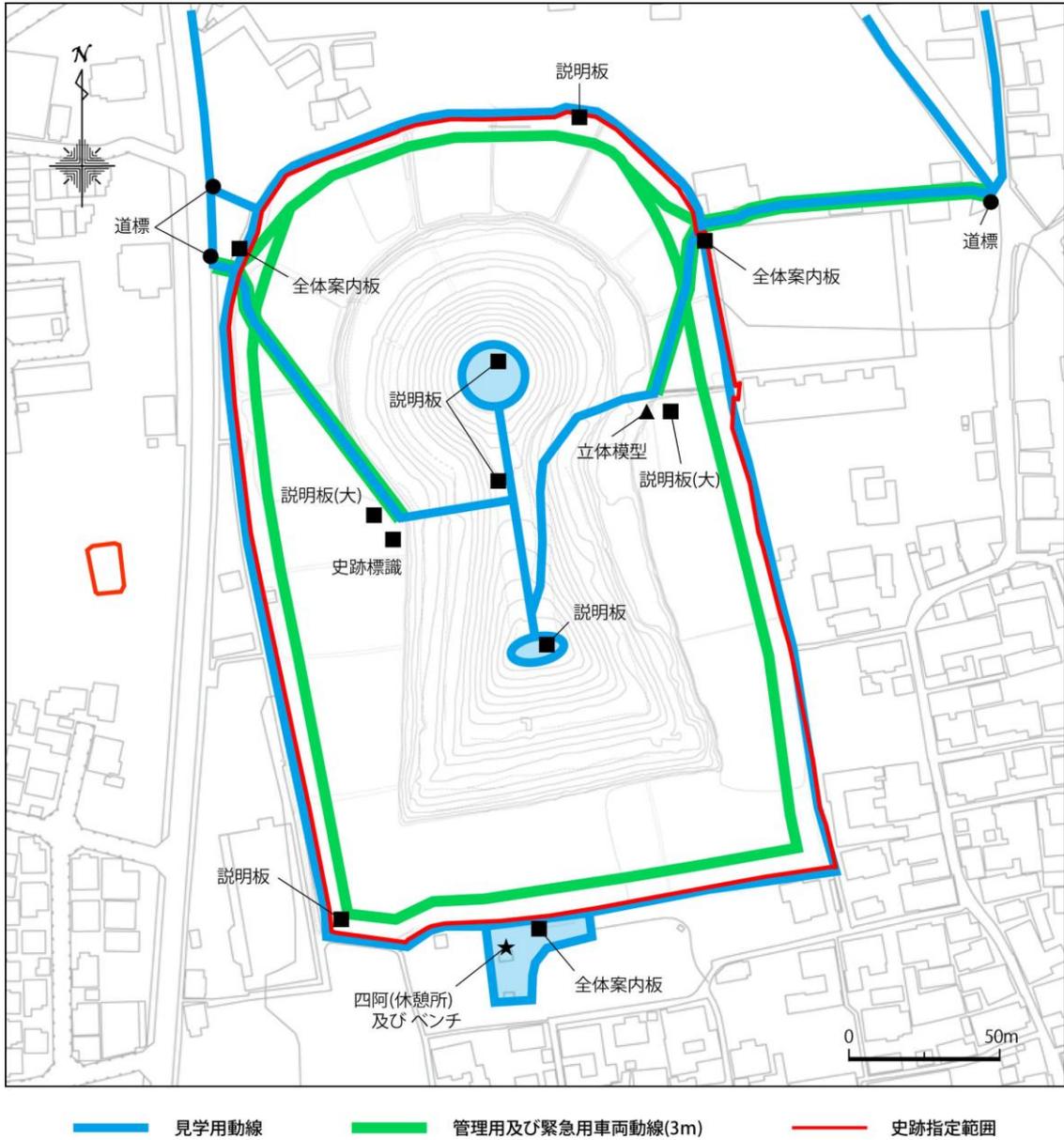


図 39 史跡指定地内の動線及び説明板等配置図



図 40 周濠内の緊急車両用通路の例(今城塚古墳)



図 41 周濠内の緊急車両用通路の例(今城塚古墳)

## 第4節 地形造成に関する計画

### (1) 墳丘の修景

今回の大塚山古墳の整備においては、墳丘については現況の状態を改変することを行わないことを基本とする。ただし、東側くびれ部から前方部にかけての裾部に土取り跡による変状が見られるため、これについては、客土の補充により旧形に復することとする。また、墳丘全体の保護層について現況調査を実施し、30 cmを下回る箇所についても客土を補充する。墳丘内の見学用園路については、現況のルートを活用することとするが、西側からのアプローチとして新たに園路を新設する。しかし、樹木の伐採や丸太階段の設置程度の整備とするため、現況の地形の改変は行わないこととする。

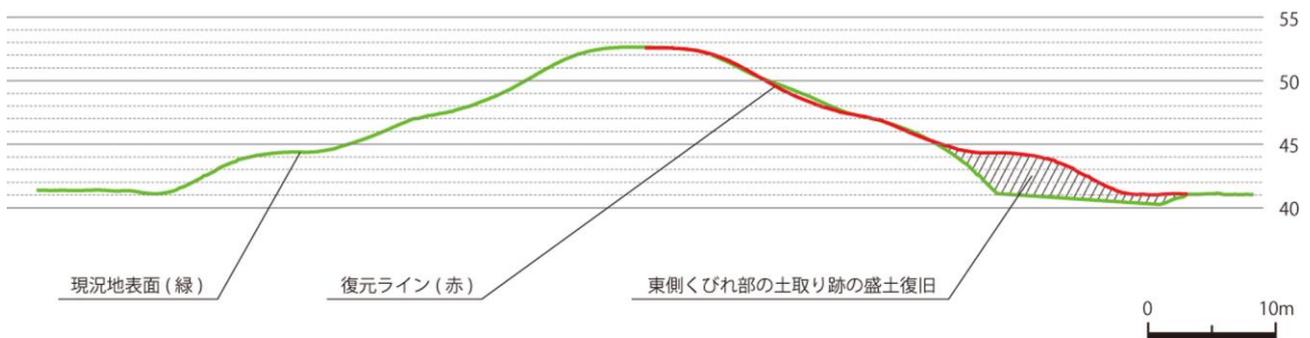


図 42 大塚山古墳くびれ部の土取り跡復旧イメージ

### (2) 周濠及び外堤(周遊路)の修景

周濠部については、「交流広場ゾーン」として来訪者が自由に活用できる広場として整備することを予定する。現況は、これまで水田として耕作されてきた土地のままであり、降雨時は雨水が溜まるなど水捌けが悪い状態である。そこで現況に盛土を行い、全体的に暗渠排水管(有孔パイプ)を埋設し、雨水を集水柵より排水溝にて敷地外へ排水するようにする。そのため、現況地盤より 0.9m程度の盛土が必要と考える。ただし、今後実施する周濠内の発掘調査の結果によっては盛土の厚さは変更することも考



図 43 周濠東側と外周里道の現況(北から)



図 44 周濠西側と外周里道の現況(南から)

えられる。

また、周濠の外周には里道があり、この里道と旧水田間の法面裾が史跡の境界である。よってこの里道部分は、大塚山古墳の外堤の一部に当たる。現在は後世の削平等により往時の姿は見られないが、発掘調査や地割りからその痕跡は確認できる。今回の整備では、この里道部分の追加指定を行い周遊路として整備することとする。外堤上の里道は、周濠部分の旧水田部分より約 1.5m 高くなっている。周濠部分に排水設備の整備を行うため約 0.9m の嵩上げを行い、外堤上の里道部分についても約 0.3m 嵩上げすることとし、交流広場と周遊路に高低差を設ける。そのことで、来訪者に外堤と周濠の違いをイメージしてもらうようにする。外堤下の周濠内には緊急車両及び管理車両用通路としてカラーアスファルト(茶系)で舗装した 3.0m 幅の道路を周回させる。

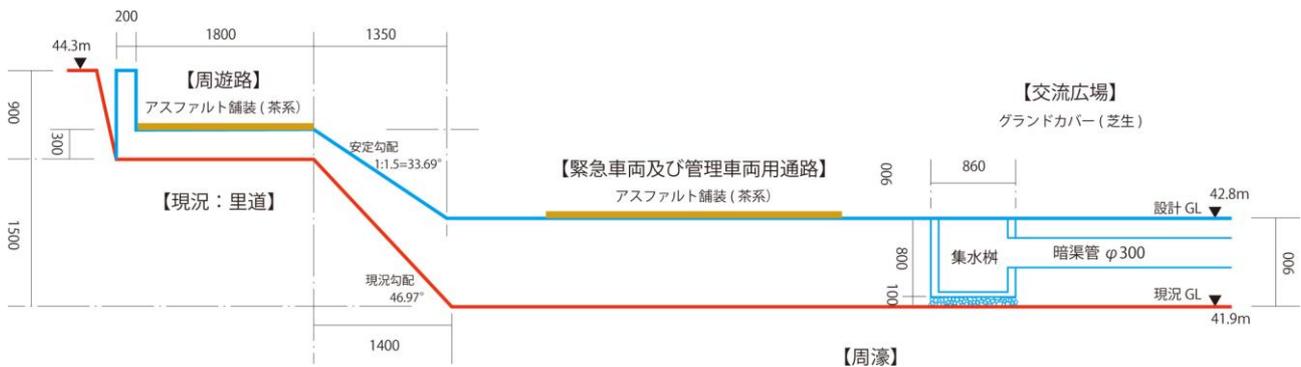


図 45 周遊路・交流広場(周濠西側) 断面イメージ

## 第 5 節 遺構の表現に関する計画

### (1) 墳丘の遺構表現

墳丘については、基本的には現況のままとするため特段の遺構表示は行わない。なお、墳頂部において今後実施を予定する地中レーダー探査により主体部が確認できれば、その範囲について遺構表示を行うことも検討する。

また、墳丘上部から葺石の石材が転落していることが確認されており、葺石が存在したと考えられている。今後、発掘調査を実施し確認のうえ、墳丘裾部の土砂の崩落防止も兼ねて、葺石風の石材を金属ネットに装着した河川護岸用ネット(自然石連結空張護岸ネット)を裾部の一定範囲で設置する。



図 46 墳丘裾部護岸イメージ図



図 47 石張護岸ネット施工例  
(国営飛鳥歴史公園 キトラ古墳周辺地区)



図 48 墳丘裾部の石張り(今城塚古墳)

## (2) 周濠及び外堤の遺構表現

周濠の現況は、これまで水田として耕作されてきたことより、畦畔によっていくつかの区画に区切られている。本来は濠として区画はなかったものと考えられるので、今回の整備では周濠内は一つのものとして表現する。周濠部分は「交流広場ゾーン」として来訪者が自由に活用できる芝生の広場として整備するが、周濠の外周を巡る里道部分と周濠部分に高低差を持たせ(西側部分で約 0.9m、現況では約 1.5 m)、周濠であることを表現する。外周の里道部分は、外堤の一部であるが後世に削平されており、元の高さを求めることはできない。しかし、周濠との高低差により外堤の存在を表現する。

## 第 6 節 修景及び植栽に関する計画

### (1) 墳丘の修景及び植栽

墳丘内については現況を維持することを基本とする。しかし、現況では樹木が相当繁茂しているので、適度な間伐を実施し、外から見て段築など墳丘の状況が分かる程度の明るい樹林を目指す。また、竹(モウソウチク)による浸食が課題となっているが、維持管理作業において出来る限りの除伐と春季の筍及び親竹の駆除を徹底し、これ以上の浸食の拡大を防止する。

墳丘内では、決められた園路や墳頂広場以外は人の侵入を禁止することとし、墳丘裾部全周及び園路・墳頂広場の沿道に笹類(コクマザサまたはオカメザサ)を植栽し立ち入りを制限する。

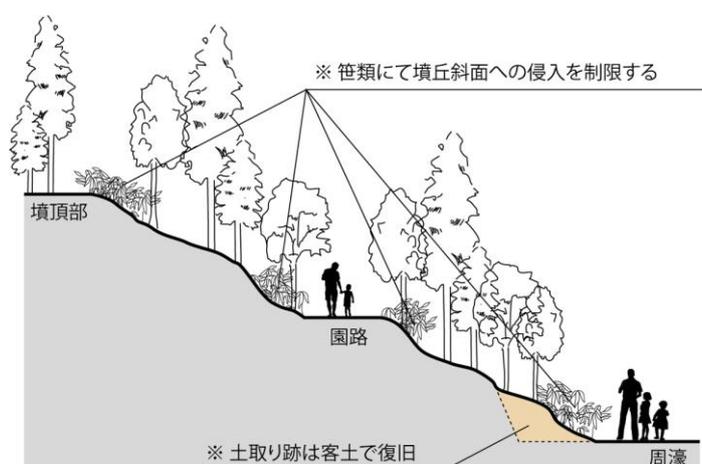


図 49 墳丘斜面イメージ



図 50 墳丘裾部笹類植栽(天皇の杜古墳)



図 51 墳丘内園路(今城塚古墳)

## (2) 周濠及び外堤の修景及び植栽

周濠部分は「交流広場ゾーン」として広く一般に開放する計画である。広場全体を芝草で被覆し、来訪者に安全に使用してもらえようとする。使用する芝草については、密なターフを形成するとともに他感作用により雑草の侵入を抑制する「センチピードグラス」など、維持管理を省力化できる芝草の採用を検討する。

外堤部分については、上部平坦面は周遊路として整備するため、歩き易さと排水を考慮し、透水性アスファルトのカラー舗装(茶系)とし、法面部分は周濠内と同じく「センチピードグラス」などの雑草抑制効果の高い芝草で被覆する。



図 52 周濠内芝生広場(今城塚古墳)



図 53 周濠内芝生広場(天皇の杜古墳)

## 第 7 節 案内・解説施設に関する計画

### (1) 野外解説施設

野外解説施設は、野外において文字・図版・写真等を用いて来訪者に史跡の価値を伝えるために設置するサイン類である。サインは、情報伝達手段であるだけでなく、その空間の持つ様々な性格の中から、

一つのストーリーに基づいた特別なシーンを顕在化することのできるツールである。史跡大塚山古墳という主題のもと、統一されたシリーズ性のあるデザインで整備することは、他にはない史跡大塚山古墳群固有の世界観を表現できる。サインは、「第3節 動線計画 (2)史跡指定地内の園路計画」において示した動線計画(図39 史跡指定地内の動線及び説明板等配置図 参照)に基づき、目的に合わせた各サインの種類(誘導・案内・解説・規制・位置)をどのように配置するかを示したサイン計画を作成したうえで設置する。また、サインに使用する素材については、文化財に関するサインは時間が経過しても記載する情報にあまり変更が無いものが多いことより、耐久性・耐候性に優れた素材を使用することが望ましい。保存整備事業の場合、その多くは補助事業として実施されるが、補助の対象となるのは整備時のみで、のちのメンテナンスに係る費用は対象とならない。維持管理に多額の費用を掛けられないことを想定し、当初からメンテナンスフリーな素材を使用することが良い。

それらのことから、今回の整備で使用する素材は、躯体は「白御影石(花崗岩)」、板面は「陶板」を使用するものとする。躯体の御影石は岩石であり記念碑や墓標などに使用されるように耐久性・耐候性に優れる。また、自然素材であることより、樹木の多い土木構造物との相性も良い。板面の陶板は、文字や図版、写真をカラーで表現することができる。陶器の基板に特殊顔料でプリントしたのち、1200°C以上の高温で焼成して仕上げるため、耐久性・耐候性に優れ、焼成された文字等は紫外線や薬品などに対しても強く、半永久的に退色することはない。



図 54 全体案内板(二子山古墳)



図 55 説明板(今城塚古墳)

## (2) 野外展示施設

野外展示施設は、野外において史跡等の全体または一部の模型を設置することにより、当該史跡に関する情報の提供を補完し、ガイダンス施設等における展示や史跡のガイドブック等により提供される情報と一体となって、当該史跡に関する情報を提供する手段である。

大塚山古墳の場合、全長が197mと巨大なものであることにより、来訪者はその全体像を掴むことは難しい。そのため、墳丘を見渡すことのできる位置に大塚山古墳の復元模型を設置する。復元模型は、発掘調査やこれまでの学術研究の成果を基に、委員会の意見・指導のもと1/100の縮尺モデルを製作する。表現する内容については、発掘調査等により収集された情報を基本として、表現できる範囲を十分検討のうえ製作するものとする。使用する素材については、野外解説施設と同じく、耐久性・耐候性に

優れたものを使用する。野外模型に使用される素材としては、「陶器・磁器」「GRC(耐アルカリ性ガラス繊維補強セメント)」「FRP(繊維強化プラスチック)」の三種類が考えられる。それぞれのメリット・デメリットについては下記のとおりである。

表 4 模型製作における素材の比較

	メリット	デメリット
陶器・磁器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐候性に優れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象範囲を一体成型できないため、目地が入る。</li> <li>・ 釉薬による表現のため、本来のテクスチャーの表現が難しい。</li> <li>・ 衝撃に弱い。</li> <li>・ 製作費が高い。</li> </ul>
GRC (耐アルカリ性ガラス繊維補強セメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐久性、耐衝撃性、耐候性に優れる。</li> <li>・ 粘土で原型を製作するため、精細な表現ができる。(埴輪等は別製作する)</li> <li>・ 製作対象範囲全体を一体成型できるため、目地などがなくキレイである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 彩色には耐候性のあるウレタン系塗料を使用するとともに、紫外線カットコーティングを施すが、退色の恐れもある。</li> <li>・ 製作費がやや高い。</li> </ul>
FRP (繊維強化プラスチック)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製作費が上記2種に比べ安価。</li> <li>・ 粘土で原型を製作するため、精細な表現ができる。(埴輪等は別製作する)</li> <li>・ 製作対象範囲全体を一体成型できるため、目地などがなくキレイである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紫外線に弱いため模型本体が劣化する。</li> <li>・ 経年劣化により退色する。</li> </ul>



図 56 野外立体模型(GRC 製)昼飯大塚古墳



図 57 野外立体模型(御影石製)今城塚古墳

上記のように、それぞれの素材にはメリット・デメリットがあるが、今回の整備では、当面 GRC 製の立体模型を製作することとする。耐久性及び耐候性に優れており、模型としての精細な表現ができることよりこれを採用する。

## 第 8 節 管理施設及び便益施設に関する計画

管理施設及び便益施設は、史跡の適切な活用を進めるうえで必要な施設である。管理施設には、水道設備、照明設備、電気設備のほか、維持管理作業のための倉庫や管理棟などがある。便益施設には、トイレ・駐車場・休憩施設・水飲み・緑陰など、来訪者の利便を図るための施設がある。これらの施設は、史跡の管理運営・公開活用に必要な施設であるが、史跡を構成する枢要の要素ではないため、その設置場所については配慮が必要である。埋設管や暗渠、建物の基礎構造物といった地下に設置する設備については、遺構に影響を与えないよう十分に注意する必要がある。これらの他に防犯に関する施設もある。見学者の安全とともに遺物の盗難などに対するものである。

### (1) 管理施設

水道設備は、トイレをはじめとする各種施設の清掃用、植栽の散水用など維持管理業務に必要な設備である。今回の整備では、広大な周濠部分を芝生広場として整備するため、散水用の水は必要不可欠である。必要水量を計算のうえ、給水できる本管の位置、散水栓の配置など維持管理作業が効率的に行えるよう設計段階での注意が必要である。

照明設備は、明視照明と修景照明に分けられる。明視照明は、通行の安全、防犯のために園路等に暗部ができないよう設置する。修景照明は、芝生・樹木・建物など特定の対象物を定めて照らし、景観をより美しく演出するための照明である。どちらの照明についても、近隣住民と十分な調整のうえ設計する必要がある。

電気設備は、上記照明設備への給電はもちろんであるが、それ以外に屋外電源の設置が必要である。日常の維持管理作業においても必要であることのほか、公開・活用事業としてイベント等の実施時には様々な機材への給電が必要となる。そのためにも、各所に電源ボックスなど常設の野外電源の設置が必要である。また、容量についても、あらかじめ様々なシーンを想定し、余裕のある容量を設定する。

### (2) 便益施設

トイレについては、大塚山古墳の場合、史跡指定範囲すべてが本質的価値を構成する枢要な要素になるため、指定範囲内にトイレを設置することは無理である。そのため、史跡指定地から出来る限り近い場所に設置することとなる。前方部の周濠の南側にいくつかの町有地が存在する。これらの土地で整備が可能かどうか、関係各所と調整を行うこととする。

駐車場についても、トイレと同じく史跡指定地内に設置することはできない。そのため近隣にその設置場所を求めることとなるが、現段階では適当な場所がない。今後、その他の古墳との関係を整理し、適切な場所に駐車場が設けられるよう努める。

休憩施設は、来訪者が休憩するためのベンチや四阿などがそれにあたる。これらについては、遺構に影響を及ぼす恐れがなく、史跡の中核部分でない周縁の地域であれば史跡の指定地内でも設置が可能で

ある。今後の調査の結果を踏まえ、周濠の外周を巡る周遊路に隣接する場所に設置が可能かどうか、文化庁や奈良県とも十分協議を行い、適切な設置に努めることとする。

### (3) 防犯に関する施設

不特定多数の方が来訪される場所であるので、来訪者の安全を確保することは重要である。また、大塚山古墳では過去に墳丘から埴輪が掘り出される事案があったことより、遺物の盗難に対する対策も必要である。これらのことより防犯に関する設備の設置についても検討する。

## 第9節 公開・活用及びそのための施設に関する計画

### ガイダンス施設

現在、史跡大塚山古墳群に関するガイダンス施設は設置されていない。中央公民館の文化財展示室において、史跡大塚山古墳群からの出土遺物や発掘調査の成果の展示が行われている。しかし、中央公民館は史跡からは少し離れており、隣接や近隣という距離ではない。個別の史跡のガイダンス施設であるならば、史跡指定範囲から徒歩でも数分というところでの設置が望ましいであろう。どのようなガイダンス施設を必要とするかは十分検討する必要があるが、すぐに設置できる場所を確保することは難しい。

よって当面は、トイレを併設した休憩施設に史跡の解説パネルを設置したり解説動画を上映したりするなど、史跡に関する情報を提供するガイダンス的な施設の設置を検討する。

このガイダンス施設には次の機能を付与するものとする。

表5 ガイダンス施設の機能

展示機能	ガイダンス施設を中心となる機能で、大塚山古墳を中心とした史跡全体の本質的価値を解説。模型・解説パネル・出土遺物レプリカ・映像などを展示する。基本的には無人とする。
便益・サービス機能	来訪者が快適に史跡の見学ができるための機能。トイレについてはガイダンス施設が閉館していても利用可能なように、出入口はガイダンス施設とは別とする。また、休憩スペースとして利用できるよう、ベンチを配置する。
管理機能	史跡の維持管理のための機能。(管理用資機材収納倉庫)



図58 【参考】茶すり山古墳学習館(トイレ・休憩施設を併設)

## 第 10 節 周辺地域の環境保全に関する計画

古墳の存在感を高め、古墳群の一体的な景観を形成するためには、周辺地域の環境保全が必要不可欠である。周辺地域の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。

周辺地域の環境は、都市計画法に基づき一体的な保全を図ることとなるが、法令による規制をともなう環境保全は、当然のことながら法令を遵守しつつ推し進められる。

この都市計画に基づく『河合町都市計画マスタープラン』では、史跡大塚山古墳群は「第 1 地域(北)A-2」に位置し、将来の市街地像として「水辺の潤いや丘陵部の緑蔭、農地等も活かした、活力ある水辺の里」を謳っている。同地域の整備計画では、土地利用等の整理・誘導方針として、大塚山古墳を「シンボル景観保全活用地区」に設定し、周辺の景観を良好に保全することとしている。しかし、本史跡の大塚山古墳以外の古墳については上記地区には入っていない。各古墳本体は史跡として文化財保護法により保護されているものの、周辺地は用途地域としては「第 1 種住居地域」とされ、住居や一団となった教育・文化・コミュニティ施設等を主体とし、住環境とも調和を図りうるような小規模な生活利便施設等の立地を許容する地区とされている。古墳群である史跡と一体となった景観保全についての配慮が強く望まれるところである。

古墳群周辺における環境保全を維持するためには、地域住民の環境保全に対する意識の向上と協力が欠かせない。そのためには、古墳の価値を知ることによって、住民自らが住環境との調和を図りつつ、地域の誇りにふさわしい環境形成の担い手となって共生することが重要である。したがって地域住民が史跡を訪れ、史跡の環境保全について考える契機づくりに取り組む必要がある。整備を進めるにあたっては、計画段階や工事の期間中も含めて、積極的な情報の公開を進めるとともに、地域の文化財を学ぶ機会を設けるなど、文化財保護の大切さを知っていただくことに努めていく。

## 第 11 節 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

史跡大塚山古墳群の周辺には多数の文化財がある。また、広陵町・大和高田市・上牧町・香芝市にまたがる馬見丘陵には数多くの古墳が築造され馬見古墳群を構成している。史跡大塚山古墳群もその一群と位置付けられている。馬見古墳群の一部は奈良県営馬見丘陵公園として整備され、公園内にいくつかの古墳が保存されている。史跡大塚山古墳群の見学ルートについては、本章第 3 節の動線計画にも示したように近鉄池部駅からのルートを設定している。この池部駅からは同公園の緑道エリアを通過して多くの古墳がある中央エリアに向かうことができる。馬見丘陵公園と併せて巡ることで、河合町及びその周辺部の古墳文化をより深く理解することができる。そして、池部駅に隣接して河合町の中央公民館があり、文化財展示室には大塚山古墳群をはじめとする町内の遺跡から出土した遺物の展示や解説が行われている。町内の史跡散策をするうえで池部駅がハブとなることにより、駅周辺において全体案内板を設置し利用者の利便を図るようにする。

※ 緑道を通じて河合町役場・池部駅に至る

奈良県営馬見丘陵公園内の主な古墳一覧

No.	史跡名称	形式	墳丘長(m)	築造時期	備考
1	池上古墳	帆立貝式古墳	92	5世紀前期	
2	乙女山古墳	帆立貝式古墳	130	5世紀前期	国指定史跡
3	倉塚古墳	前方後円墳	180	5世紀前期	
4	一本松古墳	前方後円墳	130	5世紀後期	
5	別所下古墳	円墳	60	4世紀後期	
6	ナガレ山古墳	前方後円墳	105	5世紀前期	国指定史跡
7	巢山古墳	前方後円墳	220	4世紀末	国指定特別史跡 (公園区域外)
8	狐塚古墳	帆立貝式古墳	86	5世紀前期	
9	三吉2号墳	帆立貝式古墳	90	5世紀後期	
10	タダオン古墳	前方後円墳	48	5世紀前後	
11	文代山古墳	方墳	48	5世紀後期	(公園区域外)
12	カタビ古墳群	円墳など	20など	5世紀中期など	4基の古墳で構成
13	馬見二ノ谷遺跡	-	-	旧石器時代	

### 馬見古墳群

馬見古墳群は奈良盆地における佐紀盾列古墳群、大和柳本古墳群と並ぶ大和3大古墳群の1つで、4～5世紀に築造されたものが多く、250基を超える大古墳群である。

馬見古墳群の一面にある県営馬見丘陵公園内には、池上古墳、乙女山古墳、倉塚古墳、ナガレ山古墳、別所下古墳、狐塚古墳古墳などの多くの古墳が保存され、このうちの2箇所が史跡指定されています。また、国の特別史跡に指定されている巢山古墳も公園に隣接している。



図 59 馬見丘陵公園内の主要な古墳

## 第12節 公開活用に関する計画

### (1) 学校教育での活用

現在の学習指導要領では、小学校「社会」において「地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを目標としており、そのために「博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図るようにすること」に配慮するものとしている。

中学校の「社会」においても、「我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする」ことを目標としており、「歴史的分野」の「身近な地域の歴史」として「比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながりなどに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること」を指導内容としている。

町内の小中学校において、大塚山古墳群を体験的に学習する機会の確保・充実に努めながら、地域の歴史文化を学び、郷土愛の醸成に努める。具体的には大塚山古墳群をはじめとした町内の文化財の現地見学を通じて見て触れて体感してもらうため、専門機関や専門家の指導の下、地域の歴史をテーマごとに史資料と台本をパッケージ化した教材を作成し授業での活用が実施できるよう検討を行う。

また、説明板は小学生にも理解できる内容やイラストを用いるなどやさしい表現に努める。

### (2) 日常的な活用

身近な公園として、散歩やジョギングなどの健康づくりや子どもたちの遊び場といった日常的な活用の場として親しんでもらえるよう、必要な設備を整える。(運動負荷を示す距離表示サインの設置など)

また、大塚山古墳に残る豊かな森には、動物、植物、昆虫など様々な種が生息している。歴史遺産としての活用だけでなく自然観察や里山保全活動など、自然系分野をテーマとしたワークショップ等のイベントを企画することで、新たな分野のファンの獲得を目指す。こうした取り組みについては、SNSをはじめ様々な手法を用いて積極的に情報発信を行い、町外からの参加も促す。



図 60 距離表示サインの

### (3) 整備事業期間中の情報発信

発掘調査や整備工事の状況についてインターネットで公開したり、パンフレットを作成したりするなど、積極的に事業期間中の情報発信を行い、住民の皆さんに対し、史跡の保存整備事業に対する理解を得られるよう努める。

## 第 13 節 管理・運営に関する計画

### (1) 行政による管理・運営の体制

現在、史跡指定地の日常的な維持管理や保存・公開に関する業務は、文化財担当部局の教育委員会事務局生涯学習課が担っている。こうした維持管理の運営主体は、史跡の管理団体である河合町であり、文化財担当部局だけでなく、行政内部における体制強化が必要である。史跡の保存整備は法令上も多岐にわたる分野が必要であり、さらに、活用面においては、広報やホームページ等での情報発信、観光地としての周辺整備など他課との連携が欠かせない。横断的な体制を緊密にし、より効果的な史跡の維持管理、活用の体制の構築に努める。

### (2) 市民との協力体制

史跡指定地内の除草作業などの維持管理作業については、これまでも観光ボランティアガイドの会を中心とした地元有志の協力を仰いでいる。しかし、今後保存整備事業が進めばさらに管理に要する業務が増加することが見込まれる。史跡を後世へ保存継承していくためには、史跡の日常管理や活用において、地域住民をはじめとした住民の参加、協力は不可欠である。住民と行政の協働が円滑に進むよう、保存整備事業の実施と並行して支援体制のあり方などの仕組みづくりに早急に取り組む。

## 第 14 節 整備事業に必要となる調査等に関する計画

大塚山古墳の保存整備事業を進めるにあたり、具体的な整備の内容を決定するうえで不可欠な情報を得るために発掘調査等を実施する。発掘調査は、整備工事の設計を行うにあたって不足する情報を収集することを目的としていることより、必要最小限の範囲において実施することとする。また、非破壊探査を併用し、遺構の分布範囲の予測を行い、調査対象範囲を限定することで遺構の保護に努める。

調査の場所や内容については下記のとおりである。

表 6 発掘調査等計画

年度	墳 丘 部	周 濠 部
令和 6 年度	・ 墳丘全体の保護層の状況を確認するため、目視による確認調査の実施	・ 北側の範囲確認調査(1) ・ 北西側の範囲確認調査(2) ・ 西側の範囲確認調査(3.4.5)
	・ 墳丘及び周濠部の非破壊探査(地中レーダー探査)	
令和 7 年度	・ 東西くびれ部の範囲確認調査(6.7)	・ 北側～南側の範囲確認調査(8.9.10.11)
	・ 墳丘及び周濠部の非破壊探査(地中レーダー探査)	
令和 8 年度	・ 東側登り口の現状確認調査(12.13) ・ 前方部東西隅墳丘裾部の範囲確認調査(14.15) ・ 前方部主軸の墳丘裾部の範囲確認調査(16) ・ 後円部墳丘法面とテラスの範囲確認調査(17)	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墳頂部の埴輪列の確認調査(18)</li> <li>・後円部墳頂部の状況確認調査(19)</li> </ul>
令和9年度以降	・これまでの調査結果を整備検討委員会で検討を行い、必要に応じて追加調査を実施する。

※ カッコはトレンチ番号

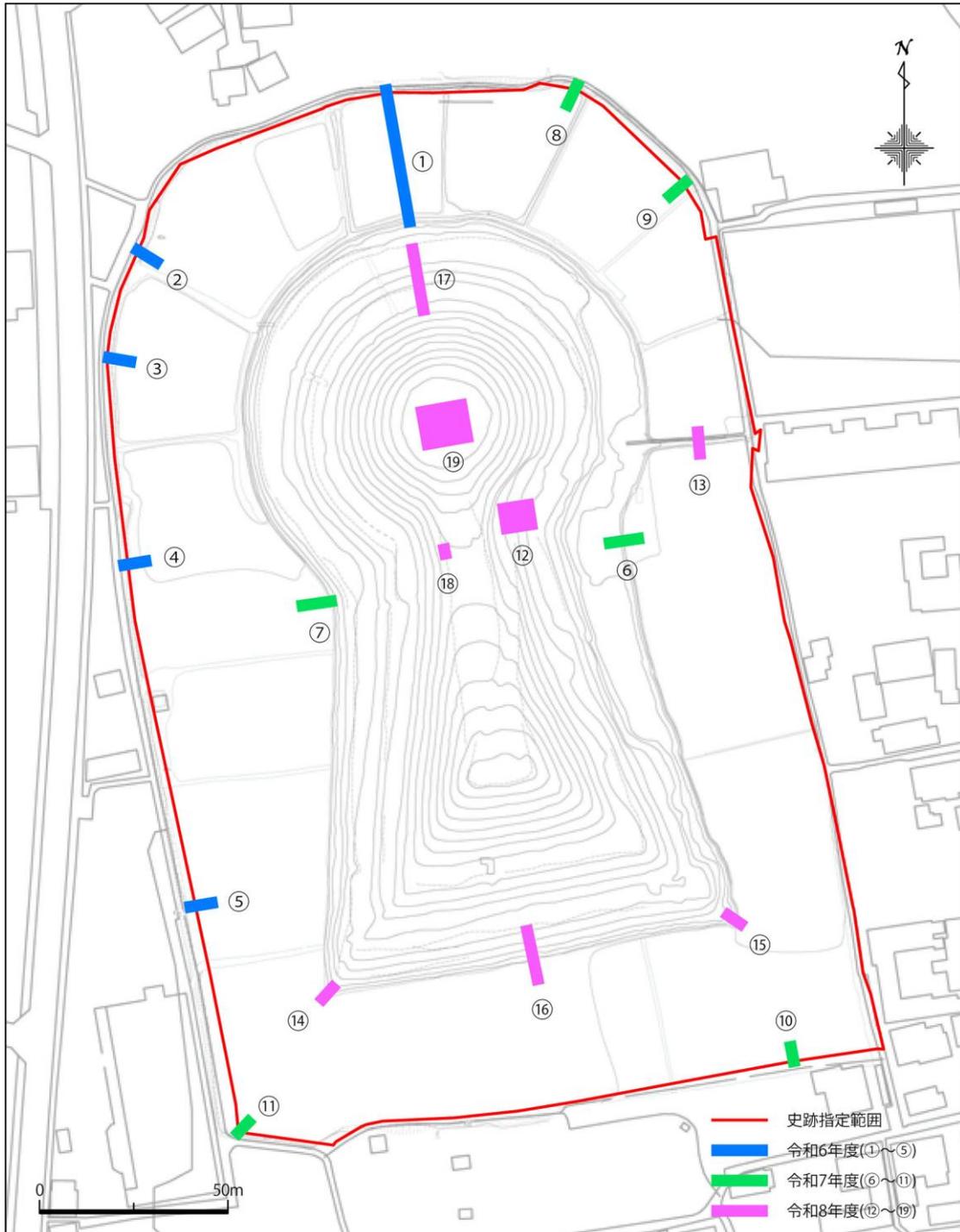


図 61 発掘調査予定箇所位置図

## 第 15 節 事業計画

史跡大塚山古墳群の保存整備事業については、令和 5 年度(2023)から令和 14 年度(2032)の 10 ヶ年を計画期間として設定している。最初の 5 ヶ年である令和 5 年度(2023)から令和 9 年度(2027)を短期計画、次の 5 ヶ年である令和 10 年度(2028)から令和 14 年度(2032)までを中期計画とする。そして、令和 15 年度(2033)以降を長期計画とする。

### (1) 令和 5 年度(2023)から令和 9 年度(2027)【短期計画】

最初の 5 ヶ年については、令和 5 年(2023)に策定した本計画に基づき具体的な事業を進めていく。まず具体的な整備の内容を決定するうえで不可欠な情報を得るための発掘調査を令和 6 年度から実施する。調査の内容は墳丘の範囲確認、外堤の範囲や遺存の状況確認、くびれ部の状況と造り出しの有無の確認、墳丘の保護層の状況確認のための踏査、埴輪の遺存状況の確認などである。大塚山古墳の保存整備にかかる基本設計については、諸条件の整理などの作業を令和 6 年度に着手する。その後、発掘調査等の結果を受けて大塚山古墳全体の基本設計を令和 9 年度(2027)にまとめる。

古墳群の公有化事業については、大塚山古墳の墳丘及び周濠部分の公有化は令和 5 年度(2023)で完了している。しかし、外堤部分については公有化できておらず、整備の計画上対象範囲としている。令和 6 年度(2024)及び令和 7 年度(2025)に行う発掘調査の成果を受けて令和 8 年度(2026)に史跡指定の意見具申を行う。意見具申を行うにあたっては事前に境界確定作業を行うものとする。その後、令和 9 年度(2027)より城山古墳の公有化を行う。なお、高山塚一号古墳(中良塚古墳)の史跡指定地内の宅地となっている私有地については、既存建物の建て替え時に公有化を図るとしており、適宜対応するものとする。また、調査の成果から、未指定地部分の史跡の追加指定が必要になった場合についても、その都度対応を行っていくこととする。

また公開・活用を実施していくための地域活動の取り組みへの協力・支援を図り、これらを支えるための整備運営体制の整備も並行して行う。

### (2) 令和 10 年度(2028)から令和 14 年度(2032)【中期計画】

令和 10 年度(2028)から令和 14 年度(2032)までの 5 ヶ年を中期計画の期間とする。令和 9 年度(2027)に策定した基本設計に基づき工事の実施に必要な詳細情報を設計図書としてまとめた実施設計を令和 10 年度(2028)より策定する。整備工事は令和 10 年度(2028)に一部着手するものの、本格的な作業は令和 11 年度(2029)より開始する。そして中期計画の満了となる令和 14 年度(2032)末をもって大塚山古墳の整備については一区切りとする。

公有化事業については、前期より引き続き城山古墳の公有化を進め令和 13 年度(2031)での完了を目指す。その後、令和 14 年度(2032)からは丸山古墳の公有化を行う。なお、高山塚一号古墳の宅地及び九僧塚古墳等の追加指定分についても適宜対応していく。

また、公開・活用へ地域活動も含めた一体的な取り組みについても、前期から継続して実施していく。

### (3) 令和 15 年度(2033)以降【長期計画】

令和 15 年度(2033)以降については長期計画とする。短期・中期における保存・整備・活用、それら

を実施するための運営・体制の整備の取り組みや成果を検証するとともに、その時点での整備の状況や実施してきたことで見えてきた新たな課題、社会情勢を踏まえて、積み残した取り組みや新たな取り組みへの対応、維持管理の持続的な実施に取り組む。

大塚山古墳の保存整備事業は令和 14 年度(2032)をもって完了するが、古墳群のその他の古墳については令和 14 年度(2032)から見直しを行う保存活用計画の中で検討を行うものとする。

表 7 施策の事業計画

	短期計画					中期計画					長期計画
	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15～
【大塚山古墳の保存整備事業】											
整備基本計画の策定	→										
整備に伴う測量・発掘調査等		→	→	→	→						
基本設計		→			→						
実施設計						→	→	→	→		
保存整備工事・監理							→	→	→	→	
植生管理				→	→	→	→	→	→	→	→
土地の公有化	大塚山古墳 →	高山塚一号 →			城山古墳 →	城山古墳 →	城山古墳 →	城山古墳 →	城山古墳 →	丸山古墳 →	高山塚一号 →
史跡の追加指定に係る作業			大塚山 里道 境界確定 →			九倍塚古墳 現況測量 →					
史跡の追加指定の意見具申				意見具申 →			意見具申 →				
その他の古墳の整備事業											→
保存活用計画の見直し・変更										→	





## 史跡大塚山古墳群整備基本計画書

---

令和6(2024)年3月29日 発行

編集 / 河合町教育委員会

発行 / 河合町教育委員会

〒636-0053 奈良県北葛城郡河合町池部2丁目13番地1

TEL : 0745-57-2271 FAX : 0745-57-1165









